

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	919	○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	924
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止 ()	920	○公共測量の実施 (用地課)	〃
○京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 ()	921	○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
		○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	925

告 示

京都府告示第612号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社真	訪問看護	みんなの訪問看護ステーション槇島	宇治市槇島町落合126の3 プル ネード・マキシマ102号	令 6. 9. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社あいのはな	訪問介護	訪問介護まごので宇治	宇治市宇治戸ノ内38の2 メゾン・ コヤマテナント102号	〃
有限会社スマイルケア	福祉用具貸与	有限会社スマイルケア宇治営業所	〃 五ヶ庄西川原32の13	〃
〃	特定福祉用具販売	〃	〃	〃
〃	介護予防福祉用具貸与	〃	〃	〃
〃	特定介護予防福祉用具販売	〃	〃	〃
株式会社あおい	訪問介護	ヘルパーステーションふれケアセンタ ー	亀岡市荒塚町鍛ヶ嶋17の1 スカイ ハイツ101	〃

有限会社ととて	訪問介護	ケアステーションととて	舞鶴市字七日市28の1 BORON 9A-102	6. 9. 1
合同会社りた	〃	ホームヘルプステーションりた	城陽市寺田北東西21の4 MAYU MIハイツ城陽1番館1階	〃
株式会社Sincerely, ly	〃	訪問介護ねこのて	京田辺市興戸下ノ川原81の35	〃
株式会社絆	通所介護	デイサービス福望	木津川市梅美台7丁目2の1	〃
株式会社イン・ザ・ル ーム	福祉用具貸与	イン・ザ・ルーム福知山店	福知山市字前田1878の49	6. 9. 26
〃	特定福祉用具販売	〃	〃	〃
〃	介護予防福祉用具 貸与	〃	〃	〃
〃	特定介護予防福祉 用具販売	〃	〃	〃
株式会社ポレジョイン グ	訪問看護	訪問看護リハビリステーションT o d a y	宇治市小倉町神楽田47の39	6.10. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社MIROKU	訪問看護	訪問看護ステーションにしむら城陽	城陽市平川茶屋裏21の1 ハウス・ ローゼンガーデン105号室	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社MedRev olution	通所介護	レッツ倶楽部べっぶ宇治市役所前	宇治市宇治下居20の1	〃
合同会社R i t z	訪問介護	訪問介護R i t z	〃 木幡御蔵山39の1007	〃
合同会社neinei	〃	ユースタイルケア城陽センター	城陽市富野池ノ内61の2	〃
一般社団法人APDO	〃	訪問介護ひかり	〃 市辺南垣内2の39	〃
株式会社レンス	〃	ヘルパーステーションスイート木津川	木津川市相楽城西79の9	〃
合同会社H i y o r i	訪問看護	訪問看護ステーションひより	宇治市神明宮北2の22	6.11. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
SOMPOケア株式会 社	訪問看護	SOMPOケア京都山城訪問看護	向日市寺戸町殿長15の1	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃



京都府告示第613号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和6年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人丹の国福社会	訪問介護	社会福祉法人丹の国福社会ヘルパーステーションあやべ西	綾部市小畑町埋野67	令 6. 9. 30
一般社団法人自然堂	〃	萩風	宇治市木幡南山80の11、12合地	6. 10. 1
株式会社ふくろう	訪問看護	信訪問看護ステーション	長岡京市滝ノ町一丁目15の9	6. 10. 31
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
美輝合同会社	訪問看護	和楽訪問看護ステーション	京田辺市東鍵田21の1	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
社会福祉法人清和会みわ	通所介護	デイサービスセンターみわの里	福知山市三和町友渕小字大原野79の132	6. 11. 1
株式会社まどか	訪問看護	訪問看護ステーションまどか	長岡京市粟生梶ヶ前25の2	6. 11. 25
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃



京都府告示第614号

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱（平成22年京都府告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別記1-1の2の(1)及び別記1-2の2の(1)」を「別記1の2の(1)」に改め、同条第2号中「別記1-1の2の(2)及び別記1-2の2の(2)」を「別記1の2の(2)」に改め、同条第3号中「別記1-1の2の(3)及び別記1-2の2の(3)」を「別記1の2の(3)」に改め、同条第4号中「別記1-1の2の(4)」を「別記1の2の(4)」に改め、同条第5号中「別記1-1の2の(5)及び別記1-2の2の(4)」を「別記1の2の(5)」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「別記1-1の2の(7)及び別記1-2の2の(5)」を「別記1の2の(7)」に改め、同号を同条第6号とする。

別表第1の1の項中「488万円」を「528万円」に、「512万4,000円」を「554万4,000円」に、「6,100万円」を「6,600万円」に、「6,405万円」を「6,930万円」に、「260万円」を「282万円」に、「273万円」を「296万1,000円」に、「195万円」を「211万円」に、「204万7,500円」を「221万5,500円」に、「3,660万円」を「3,960万円」に、「3,843万円」を「4,158万円」に、「647万円」を「700万円」に、「679万3,500円」を「735万円」に、「1,300万円」を「1,410万円」に、「1,365万円」を「1,480万5,000円」に、「971万円」を「1,050万円」に、「1,019万5,500円」を「1,102万5,000円」に、「130万円」を「141万円」に、「136万5,000円」を「148万500円」に、「3,890万円」を「4,210万円」に、「4,084万5,000円」を「4,420万5,000円」に、「123万円」を「133万円」に改め、同表の2の項中「91万4,000円」を「98万9,000円」に、「458万円」を「496万円」に、「1,530万円」を「1,660万円」に、「45万8,000円」を「49万6,000円」に改め、「又は介護療養

型医療施設から介護老人保健施設等への転換」及び

介護療養型医療施設から 転換して整備される次の 施設 (1) 介護老人保健施設 (2) 介護医療院 (3) ケアハウス (4) 有料老人ホーム (5) 特別養護老人ホーム 及びこれに併設される ショートステイ用居室 (6) 認知症高齢者グルー プホーム (7) 小規模多機能型居宅 介護事業所 (8) 看護小規模多機能型 居宅介護事業所 (9) 生活支援ハウス (10) サービス付き高齢者 向け住宅	1 転換前床 当たり23万 9,000円
介護療養型老人保健施設 から転換して整備される 介護医療院	

を削り、「導入支援」を「導

入支援事業」に、「763万円」を「825万円」に、「22万9,000円」を「24万8,000円」に、「229万円」を「248万円」に、「別記2の2の34のロ及びハ」を「別記2の2の29のロ」に、「10万9,000円」を「11万8,000円」に改め、同表の4の項を次のように改める。

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	(1) 既存施設のユニット化改修	市町村	特別養護老人ホーム	次の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 個室からユニット化への改修 1 整備床当たり141万円 (2) 多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）からユニット化への改修 1 整備床当たり282万円	対象施設の改修等（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認める整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が既存施設のユニット化改修、プライバシー保護のための改修又は介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費）	10分の10	
	(2) プライバシー保護のための改修		特別養護老人ホーム及びこれに併設されるショートステイ用居室（多床室のものに限る。）				1 整備床当たり86万5,000円
	(3) 介護施設等における看取り環境整備		特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム				1 施設当たり413万円

		認知症高齢者グループホーム		(市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が介護施設等における看取り環境整備又は共生型サービス事業所の整備を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費)
		小規模多機能型居宅介護事業所		
		看護小規模多機能型居宅介護事業所		
		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）		
	(4) 共生型サービス事業所の整備	通所介護事業所	1施設当たり123万円	
		短期入所生活介護事業所		
		小規模多機能型居宅介護事業所		
		看護小規模多機能型居宅介護事業所		

別表第1の備考を次のように改める。

備考 1 地域密着型サービス等整備等助成事業を実施しようとする場合において、1施設当たりで基準額を定める対象施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、介護予防拠点及び地域包括支援センターを除く。）について、この告示による補助金を既に受けている施設が定員を増加するときは、基準額に定員増加率（定員増加数（増加後の定員数から増加前の定員数を減じた数をいう。以下同じ。）を増加前の定員数で除した割合（当該割合が1を超える場合には、1）をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の補助金の交付を受けることができる。

2 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所が定員を増加するときは、宿泊サービス又は通いサービスのいずれの事業の定員数も減少しない場合はいずれか定員増加率の高い事業（定員増加率が等しい場合にあっては、いずれかの事業）の増加前の定員数及び定員増加数を、いずれかの事業の定員数が減少する場合は増加する事業の増加前の定員数及び総定員増加数（宿泊サービス及び通いサービスの事業の増加後の定員数の合計から増加前の定員数の合計を減じた数をいう。）を用いて定員増加率を算出し、基準額に当該定員増加率を乗じて得た額の補助金の交付を受けることができる。

別表第2の1の項中「611万円」を「661万円」に、「500万円」を「541万円」に、「489万円」を「529万円」に改め、同表の2の項を削り、同表の3の項中「別記1-1の2の(7)のイ及び別記1-2の2の(5)のイ」を「別記1の2の(7)のイ」に改め、同項を同表の2の項とする。

附 則

この告示は、令和6年12月17日から施行し、この告示による改正後の京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日以後に実施された事業に係る補助金から適用する。



京都府告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
京丹後市久美浜町竹藤小字吉田290から301まで、306から312まで、312の1、313から315まで、小字高蓮寺10115の1、10115の2、10116、10117、10117の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字吉田309・312・312の1・313から315まで・小字高蓮寺10115の1・10115の2・10116・10117の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第616号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和6年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
福知山市内
- 2 測量の期間

令和6年12月11日から令和7年2月28日まで

- 3 測量の種類
公共測量（道路台帳図データ更新）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
 - (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
コーナン商事株式会社
堺市西区鳳東町四丁401番地1
代表取締役 疋田 直太郎
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン精華台店
相楽郡精華町精華台6丁目2番地
 - (3) 変更の内容

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	11,211㎡	12,890㎡	令和7.7.29	店舗を新たに増設するとともに、施設の配置及び運営方法を変更するため
駐車場の位置及び収容台数	738台（添付図面のとおり）	452台（添付図面のとおり）		
駐輪場の位置及び収容台数	670台（添付図面のとおり）	89台（添付図面のとおり）		
荷さばき施設の位置及び面積	634㎡（添付図面のとおり）	230.1㎡（添付図面のとおり）		
廃棄物等の廃保管施設の位置及び容量	38.0㎡（添付図面のとおり）	59.0㎡（添付図面のとおり）		

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 平日 午前7時 日祝日 午前9時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 未定小売業者 午前9時 その他 午前6時30分 閉店時刻 未定小売業者 午後9時 その他 午後9時30分			
来客が駐車場を利用することができる時間帯	平日 午前6時30分から午後9時30分まで 日祝日 午前8時30分から午後9時30分まで	午前6時から午後10時まで			
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時から午後9時まで	午前6時から午後10時まで			

2 届出年月日

令和6年11月28日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和6年12月17日から令和7年4月17日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年12月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊